

古川天昇堂の粉骨代行サポート 利用規約

粉骨代行サービス(以下、本サービス)をご利用いただく前に、必ずご一読ください。

お申し込みについて

- ・ご遺骨の粉骨をご依頼できるのは、ご遺骨の所有者(祭祀承継者)の方のみです。
- お申し込み後のご親族間のトラブルにつきまして、弊社は一切の介入 及び 責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ・弊社ではご遺骨の粉骨(粉末化)のみを承っており、ご遺骨の洗浄は行っておりません。
- ・現在、粉骨作業へのお立合いは承っておりませんので予めご了承ください。

お申込み後の連絡手段について

- ・本サービスのご利用にあたり、下記の事項等を含めた申込者様へのご連絡は、原則携帯電話のショートメールサービスを利用してご案内させていただきます。
- ◆ お骨壺のお預かり連絡、ご返送に係る日程連絡など

ご遺骨の受け付けについて

- ・弊社で粉骨を承ることができるのは火葬場で火葬された焼骨のみとし、火葬後お骨壺で保管されていたご遺骨に限らせていただきます。
- ・お墓に埋葬されていたお骨壺（ご遺骨）は、長時間乾燥【注】が必要なため別途料金がかかります(必須)。
- ・ご遺骨を粉末化する過程において、ごく一部のご遺骨はやむを得ず外部に流出してしまいます。全てのご遺骨をお返しすることはいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・火葬(埋葬)許可証を紛失された場合は、火葬許可証を発行した役所で再発行が可能です。火葬から5年以上経過している場合には、火葬された火葬場で火葬証明書の発行手続きを行い、死亡届を提出した役所に申請をして再発行を受けます。いずれにおいても役所により扱いが異なるため、必ず事前に問合せを行いご確認ください。再発行等が受けられず証明書をご用意いただけない場合は、弊社での本サービスはご利用いただくことができませんので、予めご了承ください。
- ・事件性の考えられるご遺骨については、申込者様の許可なく警察に連絡させていただく場合がございます。

【注】長時間乾燥とは

粉骨料金に含まれている「標準乾燥」の乾燥時間は1~12時間となっており、**お手元で保管されていた**ご遺骨に含まれる少量の水分を乾燥させるものです。
 それに比べ、お墓の納骨室は風通しが悪く路結しやすい環境ですので、何年何十年にも亘って納骨室を開けずにいた場合、湿気や結露がカビの発生を誘発し、お骨壺だけではなく中のご遺骨にまで影響が及んでいます。水分を多く含んだご遺骨をサラサラの粉末状にするには、24~48時間の長期乾燥が必要となるため、お墓に埋葬されていたお骨壺(ご遺骨)を粉骨させていただく場合には、別途長時間乾燥料金を頂戴いたします。
 予めご了承ください。

→裏面に続く

利用料金のお支払いについて

- ・お骨壺(ご遺骨)を弊社に郵送される前にお振込みにて料金をお支払ください。
- ・御見積書の有効期限内にお振り込み確認ができない場合、いただいた個人情報は消去させていただきます。有効期限の切れた御見積書は無効となり、再度お申し込みが必要になりますので予めご了承ください。
- ・お振込みに係る手数料は申込者様のご負担とさせていただきます。また、金融機関発行の振込控えをもって領収書に代えさせていただきますので予めご了承ください。

ご遺骨の搬送について

- ・お骨壺(ご遺骨)は日本郵政の「ゆうパック」でお送りいただくか、店頭持ち込み(ご予約制)をご利用ください。
- ・搬送時の事故等における賠償対象にご遺骨本体は含むことができませんのでご了承のうえご利用ください。また、ご遺骨の搬送を申込者様自身で行う場合は、申込者様自身が責任を持ってご搬送ください。
- ・ご遺骨搬送時の事故 又は トラブル等について、弊社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

ご遺骨のお預かりについて

- ・ご遺骨は弊社にて責任を持って厳重にお預かりさせていただきますが、お預かり中の予期できない災害や事故、盜難などによる汚損や減失、紛失が起きた場合には、ご遺骨1柱あたり10万円を上限とした損害賠償(慰謝料を含む)をさせていただきます。

ご遺骨のご返却について

- ・通常、ご遺骨のお預かり後7営業日以内にご遺骨をお戻しいたします。混雑状況によりご返却日が変動する場合は事前にご連絡させていただきます。
- ・ご遺骨のご返送先は、申込者様の現住所のみとさせていただきますので予めご了承ください。

お申し込み情報の変更について

- ・ご遺骨のご返却までに申込書に記載された事項に変更があった場合は、弊社まで速やかにご連絡ください。

キャンセルについて

- ・本サービスの利用料金お支払い後のキャンセルは一切お受けいたしかねますので予めご了承ください。弊社の本サービスは、ご遺骨を粉末状にするという内容と性質上から、キャンセルもしくは元通りに復元してお戻しすることも不可能となりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

六価クロムとは

火葬したご遺骨には【六価クロム】という有害物質が付着している場合がございます。この物質は非常に強い酸化作用を有しており、人体に触れると皮膚の炎症や癌の原因となる有害物質です。常温で気化することはありませんが水に溶けやすい性質のため、環境基準法による土壤環境基準値を上回る場合には適切な処理(無害化処理)が必要となります。

粉骨後に海洋散骨をご予定のお客様

六価クロムの性質を踏まえ、海洋散骨をご予定のお客様におかれましては六価クロム無害化処理費用が含まれている「六価クロム無害化処理付き粉骨代行プラン(プランB)」のご利用をお勧めしております。また、海洋散骨代行業者の中には六価クロム無害化処理を施していない粉骨の散骨を受け付けない場合や、散骨料金の中に粉骨料金が含まれている場合もございますので事前にご確認ください。

六価クロム無害化処理は、粉末化する前のご遺骨にしか施すことができないため、弊社では海洋散骨をご予定のお客様には六価クロム無害化処理付き粉骨代行プラン(プランB)をお勧めしております。